

## 第八期練馬区健康推進協議会（第4回）会議録

- 1 開催日時  
平成26年1月20日（月）午後3時00分～午後4時10分
- 2 開催場所  
練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者  
会長  
    高久史磨委員  
副会長  
    向山巖委員  
委員  
    長谷川泰彦委員、齊藤久子委員、岩橋栄子委員、小山毅委員、  
    豊田英紀委員、藤井たかし委員、高松さとし委員、吉田ゆりこ委員、  
    かとうぎ桜子委員、山田かずよし委員、土屋としひろ委員、  
    白戸千昭委員、関東英雄委員、新井みどり委員、植村光雄委員、  
    酒井道子委員、増田時枝委員、成尾善子委員、井戸公近委員、  
    北口松雄委員  
    （欠席委員は3名）  
区理事者  
    健康福祉事業本部長、福祉部長、健康部長、練馬区保健所長、  
    福祉部経営課長、健康推進課長、地域医療課長、  
    地域医療企画調整課長、生活衛生課長、保健予防課長、  
    豊玉保健相談所長、光が丘保健相談所長、石神井保健相談所長、  
    大泉保健相談所地域保健係長、関保健相談所長
- 4 公開の可否  
公開
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 配布資料  
【資料1】練馬区健康づくり総合計画について

- 【資料 1 - 1】健康づくり総合計画実施状況調査票（平成 24 年度）
- 【資料 1 - 2】健康実態調査調査票
- 【資料 1 - 3】平成 25 年度区民意識意向調査（概要版）
- 【資料 2】【資料 2 別紙】平成 26 年度練馬区食品衛生監視指導計画(案)について
- 【資料 3】犬のしつけ教室 ～災害に備えて～

会長

ただいまから、第 4 回練馬区健康推進協議会を開会します。議事の円滑な進行にご協力をお願いします。最初に、事務局から連絡があります。

健康推進課長

まず、委員の交代についてです。新委員のご紹介をいたします。

練馬区民生児童委員協議会から、成尾善子委員です。

なお、依田委員、森山委員、川崎委員から、本日欠席のご連絡をいただいております。

次に、会議時間についてです。本日の協議会は、急な日程変更による開催となりましたことをお詫び申し上げます。急な変更であったため、複数の委員の方々からこのあとご予約がある旨ご連絡をいただいております。大変申し訳ございませんが、1 時間半、4 時 30 分を目途に終了いたしたく存じます。会議の進行にご協力をお願いいたします。連絡は以上です。

会長

それでは、本日の議題に入ります。

（ 1 ）練馬区健康づくり総合計画について。資料の説明を、お願いします。

健康推進課長

練馬区健康づくり総合計画についてご説明いたします。資料 1 をご覧ください。健康づくり計画は、区民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示したものです。その内容は、時代背景を考慮した持続的継続的なものですが、ここでは便宜上、現在進行中の計画の進捗状況と、次期計画の策定に分けてご説明いたします。

まず現行計画の進捗状況についてです。

練馬区健康づくり総合計画（平成 23 年度～26 年度）は、区が、区民自らの健康づくりを促進・支援し、区民との協働により「健康都市練馬区宣言」を実

現するための健康づくり施策を総合的・体系的に明らかにするものです。計画の推進と評価については、本計画の進捗状況に関する報告を健康推進協議会の場で行い、ご意見を賜り、そのご意見に基づいて改善を図り、実施事業に反映していくこととされています。今回、現行計画の2年分の進捗状況をお示しできる状況になりましたので、ご意見を賜りたく、ご報告申し上げます。

資料1-1「健康づくり総合計画実施状況調査表(平成24年度)」をご覧ください。お手元には、現行計画の冊子もお配りしています。資料1-1の計画事業名の欄に冊子のページも記していますので適宜ご参照ください。冊子には、健康づくり事業として、39の「重点事業」と168の「主な事業」が記載されていますが、資料1-1には、目標値のある39の重点事業について進捗状況調査を実施し、その結果を記載しています。表には1行ごとに所管課、事業名、目標指標、計画策定時である平成22年度末における実施見込み、そして、平成23年度・24年度の実施状況および計画最終年となる平成26年度の目標値と特記事項が記されています。進捗状況調査は前年実績について行われるため、現時点平成25年度では、平成23年および24年の2年間についての進捗状況となっています。

なお、計画冊子につきましては、大変申し訳ございませんが回収させていただきますのでご承知おきいただきたく存じます。

では、内容について健康部、地域医療担当部に関連する部分について、資料1-1の1ページより順にご説明いたします。基本目標は「区民一人ひとりが心身ともに健(すこ)やかに生活できる状態を目指します」です。基本理念は大きく4つのテーマに分かれています。本資料は11ページあり、事業も複数ございますので、各テーマごとに説明し、その都度ご意見をいただくといく形で進めてまいります。

まず、「生涯を通じた健康づくりを推進する」についてです。この部分はボリュームも大きいことから、「乳幼児と親の健康づくり、成人の健康づくり」のパートと、「健康増進事業の充実、健康づくりの条件整備」のパートに分けてご説明いたします。

1ページ、乳幼児健康診査については、受診率は増加しています。幼児歯科健康診査については、1歳6か月児歯科健康診査をはじめとして、継続的に歯科健診・歯科保健指導を実施することで、「3歳児のむし歯のない子の割合」はわずかですが前年度より増加しました。

一方、2歳児歯科健康診査については、受診率が向上していない状況がありま

す。1歳6か月健診受診時に2歳児歯科健診があることを働きかけるなど、継続的な歯科健康診査受診が有用であることを働きかけてまいります。

2ページにまいります。

「母親学級」および「パパとママの準備教室」については、平成23年度から母親学級の土曜日開催を実施し、パパとママの準備教室の開催回数も順次増やしています。

こんにちは赤ちゃん事業については、案内チラシを母子手帳交付時に折り込んだり、出生後に送付する子育てスタート応募券に同封することなどによりすでに目標を達成しました。

3ページにまいります。成人の健康づくりです。

がん検診受診率の向上については、部位別の値となっておりますが、微増かほぼ横ばいの状況です。目標の受診率50%には達していません。目標値50%は、平成24年6月8日閣議決定「がん対策推進基本計画」に基づくものです。これまで、個別通知の発送、無料クーポン券の送付、再受診勧奨ハガキの送付などの取り組みを行っていますが、なかなか受診率の向上につながらない状況です。この状況につきましては、全国の自治体も頭を悩ませている状況です。

子宮頸がんワクチン接種事業については、平成23年度に中学3年生の女子および高校1年生(平成22年度中学3年生)の女子を対象に子宮頸がん予防ワクチンの接種を実施し、また、平成24年度には中学3年生に加えて、中学1・2年生に予防接種を開始したこともあり、接種率は向上しましたが、平成25年6月14日「積極的勧奨の差し控え」が厚生労働省より通知されたこともあり、本年度は大幅な減少が見込まれます。

ここまでのご意見をお願いいたします。

会長

ここまでの説明に対し、意見・質問等ありますか。

委員

3ページの各種がん検診、特定健康診査について伺います。これら健診の受診勧奨については、特記事項に区として種々の取り組みがなされていることが記されています。私は、これらの取り組みに加え、医師会の協力を得て、かかりつけ医から勧めるということがあってもよいのではと常々感じています。いかがでしょうか。

#### 健康推進課長

かかりつけ医からの受診勧奨についてお答えします。がん検診の受診率向上については、区だけではできないと考えています。これまでも、医師会と常に協議を行い受診率向上に努めていますが、今後、かかりつけ医からの受診勧奨につきましても、医師会と協議し検討してまいります。

#### 委員

医師会では、昨年より、がん検診の精度管理に取り組んでいます。ご意見いただいたかかりつけ医からの受診勧奨につきましては、来年度にかけて会員に通知するようにいたします。

#### 委員

乳児の歯科検診について教えてください。1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳と歯科健診が半年ごとにあるのは、この間、乳歯が生えてくることから必要ということなのでしょうか。

#### 健康推進課長

歯科検診については、歯の健康を確認することに加え、ネグレクトなど育児に関する危険な兆候を発見するという側面もあります。半年という比較的短期間の節目に健診を実施することで、子どもの健やかな成長をサポートしています。

#### 委員

個人的な話になりますが、孫の健診に付き添ったときに、保健師さんがかなり熱心に、言い方を変えると強烈にご指導くださり、孫が大泣きしてしまって、それ以降健診に行かなくなってしまうという経験しました。もう少し、やさしくご指導いただけないのでしょうか。

#### 関保健相談所長

幼児の健診では、食事指導についてなど、専門家の立場でお話をするところから、お母様や保護者の方に厳しいと受け止められる話し方をすることもあるかもしれません。現場の職員に対しては、それぞれのご家族の状況に応じ、わかりやすい話し方を心がけるよう伝えます。健康推進課長が申しましたように、健診は、歯科の健診だけでなく、様々な健診専門職がお子さまの健やかな成長を育む視点で行っているということをご理解いただければと存じます。

## 委員

法定では1歳半と3歳児だけなのですが、ネグレクト等の早期発見などのために、区として法定健診の間にも健診をいれているのだと思います。1歳半、3歳の健診には何十人ものお子さまがみえます。歯科衛生士も、やさしく行うよう心配りはしているのですが、お口をあいていただかないと仕方がないこともあり、少し無理して歯を磨くということはあるかもしれません。どうしても、できないお子さまには、そちらをやめて歯科医院で健診を受ける方もいらしゃいます。

## 会長

それでは、次の「健康増進事業の充実、健康づくりの条件整備」について、健康推進課長お願いします。

## 健康推進課長

4ページをお願いします。健康増進事業の充実についてです。

禁煙支援事業における喫煙率の低下につきましては、本年度実施しました区民健康実態調査報告書完成後の報告となります。3月には報告書が完成いたしますので、次回の健康推進協議会にてお示し致します。これまで禁煙支援薬局事業や禁煙マラソンの事業を実施し、利用者アンケート等から手ごたえを感じています。

次に運動習慣者の割合についてです。国民栄養調査では、運動習慣者を「週2回以上、1回30分以上、1年以上、運動をしている者」と定義しています。これについても健康実態調査報告書完成後ご報告いたします。

自殺予防対策事業の充実については、相談機関としての区の窓口の役割は非常に大きいと認識しています。職員が、相談者の自殺のサインに気づき、適切な関係部署につなぐ、そうした力を身につけた職員が増えるよう、職員研修の機会を増やしゲートキーパー養成を図っています。

5ページにまいります。

高齢者センター等の活用については、高齢社会対策課の所管ですが、その指標となる個人利用登録者数が平成24年度に大幅に減少していることから理由を確認しました。平成24年は一斉更新の年であり、更新をしなかった人が相当数おり、こうした結果となったとのこと。個人利用登録は3年に一回のため、初年度から2年目3年目と登録数が増加します。これは、これまでも同様の傾向であったとのこと。

同じく 5 ページ、健康づくりの条件整備についてです。

健康づくりサポーターの育成と自主的活動の支援については、ほぼ横ばいです。区民と区民のつながりを活かした活動は、一人ひとりの主体的な健康づくりの取組みと結びつけるとても有効な方法です。さらなる活動参加率向上に向け、活動する機会と情報の提供を行うため、同じ志を持つサポーター同士を引き合わせ、仲間づくり活動を推進するためのサポーター研修会やサポーター連絡会を開催し、自主的活動の支援に取り組んでまいります。

受動喫煙防止のための分煙化推進事業については、平成 23 年度に光が丘の大規模商業施設内の屋内喫煙室設置について助成を行いました。設置された屋内喫煙室の利用の増加に伴い、屋外喫煙場所の一部撤去もなされ、一定程度の効果が認められる一方、屋内喫煙室設置には多額の費用がかかることなどから、設置を希望する区内事業者がなかなか現れない状況もあります。ここまでのご意見をお願いいたします。

会長

ありがとうございました。それではただいまの部分でご質問・ご意見がありますか。

委員

4 ページの健康手帳の発行について伺います。資料によると、発行部数が平成 23 年度 5 万部、平成 24 年度 3 万 7 千部、平成 25 年度が 4 万 1 千 700 部となっており、23 年度に比べると減っています。私は、この手帳はよくできていると思っていますが、その利用状況については芳しくないと感じます。もう少し活用される方法はないものでしょうか。例えば、かかりつけ医の先生から利用を促すとか、あるいは、医院に置いて手に取りやすくするなど、もっと活用勧奨の工夫が必要なのではと考えます。いかがでしょうか。

委員

言い難いことなのですが、実はこの手帳は、医師の視点からは非常に使いにくい書式に思われます。説明がたくさん載っている点はよいのですが、記入欄は日付がすでに印刷され固定していて自由に書けず、また、個人が記入できる欄が少ないと感じています。血圧測定などの細かい記録には、簡単な紙一枚の方がよほど使いやすいです。ですから、説明書きを毎年掲載することは、実は患者さんがいつも持ち歩き利用するには余分な気もしています。ただ、この書式は厚生労働省が示した文書に準じているもので、変更ができないものなのでしょうね。

#### 健康推進課長

この手帳は、健康推進課で作成しています。利用者が自身で数値を記録し、管理することは利用者の健康維持増進にとって大切なことであると認識しています。利用者様から書きづらいなどのお声もいただいておりますので、中身については、より使いやすいものになるよう検討していきます。様式は区独自の任意のもので、修正は可能です。

#### 会長

医師会の先生方と相談をして使いやすいものにしてください。

#### 委員

柔道接骨師会の施術所では、けがの後の機能訓練などを後療法的に行う場合も多いです。軽い運動、適度な運動などの指導もできますので、健康手帳に関連として記述していただきたく存じます。

#### 委員

区役所の中に喫煙室があります。公的な施設には、こうした喫煙室は一切作らないで全面的に禁煙にするという時流だと感じています。神奈川県などは対策がかなり進んでいます。練馬区役所も全面的に禁煙をするべきではないでしょうか。

また、区役所職員に自殺者がかなりあると聞いていますが、その状況について教えていただきたい。

#### 健康推進課長

喫煙室等の関係につきましては、健康増進法などの法律の規制もありますので、総務課と協議させていただきたいと考えています。自殺の件数についてですが、私たちのほうではその数を把握していません。

#### 会長

区議会で区役所の中に喫煙室を作らないと決めればよいのではないのでしょうか。

#### 委員

高齢者センター・敬老館・敬老室の活用についてお聞きします。平成 24 年度の個人登録者数が 10,159 人で、平成 26 年度末の目標値が 22,000 人とあり、2 倍強の開きがあるのですが、このように伸ばせる根拠があればお示しくださ

い。

健康推進課長

登録制度が3年に一度の更新ため、初年度については低いものの3年目には伸びてくる状況があります。

会長

次に「食育の推進」について、健康推進課長説明をお願いします。

健康推進課長

6ページにまいります。基本理念の「食育の推進」についてです。

乳幼児のいる親子の食事講習会については、平成24年度から、1歳児に加え、3歳児を対象とする講習会を開始したことにより大幅に増加しています。

バランスのよい食事の普及啓発および7ページの食育推進講習会については、健康実態調査報告書完成後ご報告いたします。

8ページにまいります。

食のサポーター育成と自主的活動の支援については、活動参加率は、ほぼ横ばいです。区の食育に関するイベント等に積極的に協力することを希望されるサポーターも多く、特に新規の登録者については、活動参加へのきっかけ作りとフォローアップを兼ねて食育活動の支援を行っています。今後、自主的活動がこれまで以上広がるよう、さらなる支援を進めてまいります。ここまでのご意見をお願いいたします。

会長

食育の推進について、ご意見・ご質問ありますか。

委員

7ページ「生産者、事業者との交流・体験」の農業体験農園についてお聞きします。これはとても人気のある事業だと思いますが、平成26年度末目標の20園をもっと増やすということはどうでしょうか。

健康推進課長

ご意見として承りまして、今後検討させていただきます。

会長

それでは、次に「安心して暮らせる生活環境の確保」について、健康推進課長説明をお願いします。

健康推進課長

8 ページ、基本理念の「安心して暮らせる生活環境の確保」についてです。

健康危機管理対策については、会議体の開催回数をもってその充実度を測るべき性格のものではありませんが、熱中症のように多くの区民が影響を受け、また、死亡者が少なからず出るような健康危機もあり、庁内関係部署の横断的協力のもと、事前対策も含め対応を図っているところです。

9 ページにまいります。

麻しん風しん混合ワクチンの接種率向上については、ほぼ横ばいの状況です。昨今の青年年齢における麻しん罹患(りかん)の増加もあることから、引き続きワクチン接種率の向上を図ってまいります。

食中毒防止対策の充実については、出前講習の拡充などにより、食品衛生講習会の実施回数の増加を図っています。

営業施設などの衛生環境の確保については、理化学検査による水質の衛生水準適合率を指標としています。プール水・浴場水の水質基準適合率については、過去の長期データからも特定の傾向はみられません。23 年度 24 年度の適合率をもって、汚染が進んでいる状況とは言えません。

安全な食生活環境の確保については、収去食品における食品などの基準不適合率を指標としています。例年 1 割程度の基準不適合が見られます。不適合施設の再検査や指導の実施等を徹底し、食品衛生のさらなる強化を図ります。ここまでのご意見をお願いいたします。

会長

ただいまの説明について、ご質問・ご意見ありますか。

特にないようですので、次の「安心して医療を受けられる環境の整備」について、健康推進課長から説明をお願いします。

健康推進課長

10 ページをご覧ください。基本理念の「安心して医療を受けられる環境の整備」についてです。

休日・夜間急患診療体制の充実および医療機能連携の推進については、4 項目とも平成 21 年度が多く、23 年度 24 年度は横ばいとなっています。これは、

平成 21 年度に新型インフルエンザが発生したため、それらの利用者が増えたためと考えられます。

病床確保対策事業については、23、24 年度を通じて既存病院の増床や新病院整備に関する調査・検討、および土地の事例検証などを行ってきました。その成果もあり、昨年 9 月に順天堂練馬病院の増床計画を公表させていただきました。さらに、現在、新病院整備に向けた計画を出来るだけ早期に公表できるように取り組みを進めています。

11 ページにまいります。

医療従事者確保の支援については、看護職員フェアを開催し、潜在看護師の区内医療機関への再就職に取り組んでいます。平成 23 年度からの累計で 40 人を超える見込みに達しており、今後も医療従事者確保に努めてまいります。

災害時医療救護体制の構築については、東日本大震災の経験を踏まえ、より実効性のある災害時医療救護体制を確立するため、新たに災害医療コーディネーターの任命を行いました。また、医療救護所への参集体制や後方医療機関の役割分担などの見直しを行ったほか、専門的医療等（透析・人工呼吸器・精神疾患・助産）が必要な方への対応、災害時における受援体制等について議論を行い、練馬区地域防災計画に反映させました。

地域医療計画については、練馬区地域医療計画策定検討委員会を開催し、区民、学識経験者、区内医療関係者などと検討を行い、平成 25 年 3 月に練馬区地域医療計画を策定しました。

ここまでのご意見をお願いいたします。

会長

「安心して医療を受けられる環境の整備」について、ご質問・ご意見ありますか。

委員

今、順天堂病院、新病院について説明がありましたが、その関連事項として本冊 142 ページの記述について教えてください。5 行目「平成 20 年 3 月改定の「東京都保健医療計画」では・・・の文章の続きに、「区において病床を整備することが可能となりました。」との記述があります。これは「練馬区内に」ということなのか、それとも「練馬区が主体となって」の意なのでしょう。また、そのあとには「同一の二次保健医療圏内に属する他区において病床の新設・増設が行われた場合、一転して区西北部二次保健医療圏で病床過剰となる可能性もあります。」と記されています。この 5 行目から 9 行目までについて

説明してください。

#### 地域医療企画調整課長

病床の配分事務は東京都が行っています。そのため、区が主体となって病床を増やすことは困難です。前段は、圏域内における練馬区の病床増加等に関して、国・都に働きかけていくという趣旨で記載されているものです。また、後段については、仮に練馬区内に病床が確保されても、病床数は二次保健医療圏単位で管理されていることから、医療圏としては適正な枠の中に納まらなくなるということもあり得るという可能性について記載しているものです。

#### 委員

よくわかりません。その下の三行では、「二次医療圏の見直しについて、引き続き、東京都へ働きかけていきます。」とあるので、東京都に病床数配布の権限があるという実態に変わりはない。それなのに平成 20 年 3 月に、「区において病床を整備することが可能となりました。」と書かれている。ここがよくわからない。何が可能となったのですか。

#### 地域医療企画調整課長

医療圏における病床配布について、東京都がその権限を持っている状況は、平成 20 年 3 月時点、その後の平成 25 年 3 月の改定でも変わっていません。文の表現が分かりにくいのですが、区として病床が不足している状況がある場合に、東京都・国に対し、病床の増加や、病床配分の考え方の整理を要望することが可能となったことを記載しているものです。

#### 委員

ベッド数を他区と比較した下のグラフを見ると、人口 70 万人を超えている区としてはとても残念な状況です。東京都と国にさらに働きかけるとともに、新病院に向けての話もありましたので、引き続きがんばってください。文章についてはよくわからないと感じます。

#### 健康部長

今ご覧いただいている計画は平成 23 年 3 月、平成 22 年度に作った計画です。病床制度は東京都が 5 年に一度見直しをしています。その見直しのたびに過不足が出てきます。現行計画策定時、病床数については、平成 20 年 3 月改定の「東京都保健医療計画」を根拠に記述しているわけですが、その当時、区が属する区西北部医療圏については若干の病床不足があり、病院をつくることがで

きますよという話がありました。文章の表現が適切ではないとのご指摘もいただきましたが、区が属する医療圏において、すなわち区内において、物理的には病床を整備することが可能となる状況にあったことを記したものです。5年後平成24年の東京都保健医療計画でも、区西北部医療圏は病床不足とされており、病床整備が可能であったということです。ただ、見直しと見直しの間についてしてみると、病床数が不足したり充足したりという動きはあり、一時的に増床できない時期があったということもあります。いずれにしましても、練馬区においては、病床数が少ない状況ですので、適宜チャンスを捉え少しでも病床を増やすべく、5年に1回だけではなく年度の途中においても取り組んでいるとご理解いただければと思います。

#### 会長

順天堂病院は少し増えたのですね。今後とも努力していただければと思います。

#### 委員

私も年末に都庁に赴き、担当者の方と話をしてきました。東京都は練馬が病床が足りないとは考えていません。光が丘病院ではこの2年間、100床以上空いていた状況もあります。区内としては身近なところにベッド数が足りないということはありませんが、地域としては十分な割り当てがあり、都の見解としては足りないと考えてはいないとはっきり言われました。都との交渉において、練馬の状況をはっきり主張していかないと改善されない問題だと思っています。

#### 健康部長

東京都の病床に関する見解についてお答えします。東京都は医療圏の枠の中で病床数を考えています。区西北部医療圏は、練馬、豊島、北、板橋です。先に説明いたしましたように、5年に1回の見直しの中で、不足になれば病院をつくることができます。今は、昨年度の見直しによりこれ以上増やせない状況です。そのため都の担当者は「区西北部医療圏の病床数は足りている」との回答をされたのだと思います。私どもは、下の棒グラフにありますように、練馬区の特殊性、例えば板橋区と比べると非常に少ないという状況をご理解いただきたいと要望しています。しかし、あくまでも医療圏域が算定ベースのため、都は、練馬区だけに特段の配慮をすることは難しいという立場を崩していません。区としましては、練馬区の特殊事情にご配慮をいただくべく、制度の見直しも含め要望している状況とご理解いただければと思います。

## 委員

今言われたことはすでに分かっていることです。医療圏としてベッドは足りています。練馬区に病床が足りないという状況が、東京都にしっかり説明が届いていないことが問題です。区の対策として、働きかけ方法などに問題があると考えています。練馬区内に病床が足りないということをしっかりと伝えることが区のやるべきことです。

## 健康部長

区の特殊事情については、区議会からも要請書の形で出させていただいています。東京都にもご理解はいただいています。ただ、この医療圏制度は、国の制度としてできている以上、現在のままでは練馬区だけ特別な対応は難しいというのが現状です。委員のご発言は、そこをなんとか担当者としてがんばれというご意見として受け止めさせていただきます。

## 委員

病床数に関して医療圏の制度があり、都と区で数の捉え方が違うということが問題ではないでしょうか。そこを一致させるといいますか、相互に理解し合わないこの問題は解決しないのではないかと思います。

## 会長

それでは、次に「次期計画の策定」について、健康推進課長説明をお願いします。

## 健康推進課長

続いて次期計画の策定について説明いたします。

資料番号が前後しますが、まず、資料1 - 3をご覧ください。平成25年度の区民意識意向調査結果によりますと、区施策への満足度と必要性について、満足評価では「健康づくり」が73.1%で第1位となる一方、必要性が高い評価においても「医療体制の確立」が82.8%で第1位、「健康づくり」が80.2%で第2位となるなど、健康について区民の関心が非常に高いことが示されています。

平成27年度から始まる新たな計画については、先にお話ししました現行計画の達成状況を検証するとともに、本年度実施した区民健康実態調査の分析結果等を踏まえ、策定に向け検討してまいります。ご参考までに、資料1 - 2として、本年度行った健康実態調査の調査票を添付いたしました。

なお、事前に送付いたしました文書には、資料 1 - 3 として調査速報を本日配布するとしていましたが、1 月 17 日現在、3004 通発送中 1251 通が返送され、回収率 41.6% で集計に時間を費やしていることから、本日の協議会の場でお示しすることができない状況をご了承いただきたく存じます。改めて 5 月に予定されております次回協議会の場においてご報告いたします。次期計画策定につきましては、これらをふまえて本協議会においてご審議いただき、実のある計画といたします。

ここまで、現行計画における進捗状況調査の内容と、区民健康実態調査の実施、および次期計画の策定についてご説明いたしました。

会長

それでは今の説明でご意見、ご質問ありますか。この問題は次回にご報告をいただくということですね。その結果を待つということになります。よろしいでしょうか。第一番目の議題はこれで終わります。次の「平成 26 年度練馬区食品衛生監視指導計画（案）について」、生活衛生課長説明をお願いします。

生活衛生課長

< 資料説明 >

【資料 2】【資料 2 別紙】

会長

今の説明に対してご質問ありますか。

委員

ノロウイルスによる食中毒が非常に多く発生しています。消毒には台所用に使われるハイターのような塩素系消毒剤が推奨されていますが、類似のもので非常に効果が高く、食品添加物にも使用される液体があると聞いたのですが、具体的にご存知でしょうか。

生活衛生課長

私どもでは、塩素系消毒剤を推奨しています。委員からお話のあった消毒剤については把握していません。

委員

今朝、テレビで放送してしまして、子どもに使っても大丈夫だし、ノロウイルスには非常に効果があるとのことでした。塩素系だとそのままでは危険です

ので、具体的な薬品名がわかればと思いお尋ねしました。

光が丘保健相談所長

乳幼児の哺乳瓶等の消毒に使うミルトン系のものが、一部効果があるということでも話ができたものと推測されます。

委員

食の安全安心については、ノロウイルスや食品偽装などの問題もあり、社会的に大変注目を集めています。そうした中、区では食品衛生協会との連携も図り対応していると認識しています。自主的な衛生管理の推進にあっては、食品衛生協会の自治指導員に回っていただいていると伺っていますが、みなさん生業がある中でご負担が多いとも聞いています。そうした取り組みに対し何らかの支援、補助等を検討してほしいと考えていますがいかがでしょうか。

生活衛生課長

食品衛生協会のみなさまとは、自治指導員の活動も含め、日頃から連携協力しながら食品衛生分野の仕事を進めているところです。具体的には、指導に携わってくださる方々の研修や、その研修の際に使う教材・パンフレットについて区から提供させていただくなどの方法で協力をしています。今後も引き続き様々な形で支援を続けてまいります。

委員

衛生管理については、手を抜かずに行うということが大切だと考えています。講習会などの際には、手洗い・うがい励行の確認から始まり、塩素系消毒剤利用などについて、「耳にタコ」と言われるくらいに繰り返し話し、周知徹底しています。洗い流すのが一番です。また、手袋使用についても推奨していますが、今回の浜松の事件では、手袋をしていてもあのような食中毒が起きてしまっています。どうしたらあのような事態になることを防げるのか悩むばかりですが、いずれにしても、細かな点に注意を払い続けることを徹底するよう取り組んでいます。

会長

食肉の生食についても、みなさん注意されているのでしょうかね。

委員

その点につきましては、生食用食肉の規格基準をしっかりと守っていきたい

と考えています。ただ、趣向的にどうしても生で食べたいと言われるお客様もいらっしゃいます。私どもとしては、加熱調理のものをお勧めするよう心掛けています。

会長

衛生管理の徹底を進めていただきたいと思います。

委員

食品衛生協会の会員は、営業者全員ではなく任意加入ですよ。加入率は何割くらいなのでしょう。

委員

半分くらいと考えています。

委員

だとすると、会員の方々には協会から、そうした衛生管理の徹底について周知されると思いますが、会員ではない業者への指導は保健所が行うのですか。

生活衛生課長

飲食店、食品事業者への立ち入り調査は、食品衛生協会への加入の有無にかかわらず区が行っています。その中で、問題があればその点について改善を求め、あるいは、一般的な衛生状態の改善を求めるといったことを日常的に行っています。

会長

よろしいでしょうか。続きまして「犬のしつけ教室」について、説明をお願いします。

生活衛生課長

< 資料説明 >

【資料3】

委員

震災では、被災後、飼い犬を避難所に連れて行けず、自家用車の中で過ごしたために、そうした避難者の中には血栓がたまり亡くなるといった事例もありました。こうしたことが起こらないための備えとして、区、獣医師会、日本愛

玩動物協会が協力して、犬の適切なしつけを学ぶ教室を開催いたしました。この教室は、NHKのニュースにも取りあげていただき大変好評でした。獣医師会では、この教室を毎年続けていくこととしています。

#### 委員

今回は、災害時の同行避難という視点で取り組んでいただきました。ペット愛好家が増えている現状から、日常的にもそうした視点からしつけを行っていただきたいと思います。また、練馬区では予防接種の接種率が低いと聞いています。この会に参加されるような方々は、意識の高い方々なので問題ないと思いますが、参加しない方々への普及啓発強化の取り組みが必要だと考えます。どのようにお考えでしょうか。

#### 生活衛生課長

しつけにつきましては、この教室を継続して実施していきます。ただ、区が飼い犬すべてのしつけについて責任を持つということは、教室実施の回数や規模から考えて難しく限界があります。実際に開催された教室の内容を区ホームページに掲載するなどの手段をもって、参加できない方々への周知を工夫できればと考えています。予防注射の接種率が低い点につきましてはご指摘のとおりです。日本国内において、過去数十年間、狂犬病は発生していない状況が続いていましたが、近年、台湾等において発生がみられます。長い間の空白期間があっても決して安心できる状況ではありません。今後も、獣医師会の先生方のご協力をいただきながら、様々な機会を捉えて普及啓発につとめ、接種率の向上を図ってまいりたいと考えています。

#### 委員

被災後に同行避難するペットは、現状では、こうした教室に参加していない方々が多数避難されてくると思います。今後は開催地域を拡充していただいて、各地域で実施していただきますことを要望させていただきます。

#### 会長

以上で予定していた議題は終わりましたが、他にご意見等ありますか。

#### 委員

国民健康保険高齢者受給者証について伺います。私は去年の11月に70歳になりました。負担金についてですが、誕生日の翌月12月から今年の3月31日までは1割負担、それを過ぎると2割負担になります。私の場合、1割負担の

期間は4か月しかありません。これが5月6月生まれの方々は1割負担の期間が相応に長くなることになるのでしょうか。これが1点目の質問です。

それから2点目ですが、私は年金生活者ですので、国民健康保険料は年金から天引きされています。12月から保険料が1割引きになりますと案内をいただきましたが、事前情報がなかったもので、突然言われた感じがありました。この点についても教えてください。

健康推進課長

本日出席しているメンバーは健康部関係の職員です。大変申し訳ございませんが、国民健康保険等々の所管ではございませんので、責任ある回答をこの場で申し上げることができません。お話は承りまして、所管課にお伝えします。

会長

次回の開催について連絡してください。

健康推進課長

今回は、平成26年5月12日午前10時より、本庁議室において開催を予定しています。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。これで練馬区健康推進協議会を閉会します。

< 閉会 >